

平成 22 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（**新設**・拡充・延長）

（総務省）

|   |   |  |  |                |            |
|---|---|--|--|----------------|------------|
| 制 度 名   | 郵便貯金銀行及び郵便保険会社が郵便局株式会社に業務委託する際に支払う手数料に係る消費税の非課税措置の創設  |  |  |                |            |
| 税 目   | 消費税   |  |  |                |            |
| 要<br>望<br>の<br>内<br>容   | <p>郵便貯金銀行及び郵便保険会社が郵便局株式会社に業務委託する際に支払う手数料に係る消費税を非課税とする。</p> <table border="1" data-bbox="1015 808 1490 943"> <tr> <td data-bbox="1015 808 1222 943">減収見込額<br/>（平年度）</td> <td data-bbox="1222 808 1490 943">42,200 百万円</td> </tr> </table>  |  |  | 減収見込額<br>（平年度） | 42,200 百万円 |
| 減収見込額<br>（平年度）  | 42,200 百万円  |  |  |                |            |
| 新<br>設<br>・<br>拡<br>充<br>又<br>は<br>延<br>長<br>を<br>必<br>要<br>と<br>す<br>る<br>理<br>由 | <p>(1) 政策目的</p> <p>郵便貯金銀行及び郵便保険会社が、郵便局株式会社への業務委託に伴い支払う手数料に係る消費税を非課税とすることにより、郵便局株式会社への継続的な業務の委託が義務付けられている郵便貯金銀行及び郵便保険会社の安定的な経営を確保する。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>郵政民営化により、日本郵政公社の機能は、新たに設立された株式会社に引き継がれたが、銀行業を営む郵便貯金銀行は銀行代理業者に、生命保険業を営む郵便保険会社は生命保険募集人に、継続的な業務の委託をすることが、経営者の意図とは別に、免許付与の条件として法律上求められている。</p> <p>一方、民間金融機関においては、その経営上の判断により他社に業務を委託する場合は別にして、自らが顧客に金融サービスを提供していることから業務委託に係る手数料の支払に伴う消費税は発生せず、消費税を商品の価格に転嫁しがたい金融サービスの特徴からは、郵便貯金銀行及び郵便保険会社にとって、経営上、著しく不利になっている。</p> <p>そのため、郵便貯金銀行及び郵便保険会社が、銀行代理業者・生命保険募集人である郵便局株式会社に支払う手数料に係る消費税を非課税とすることにより、この2社の安定的な経営の確保を図る。</p> <p>(3) 要望の措置の妥当性</p> <p>郵政民営化法により、移行期間中、郵便貯金銀行及び郵便保険会社が銀行代理業者・生命保険募集人に対して継続的な業務の委託をすることが求められているが、窓口業務を一体で行う一般の民間金融機関では業務委託に係る手数料の支払に伴う消費税は発生しないことにかんがみ、2社の安定的な経営を確保する観点から本要望の措置は適正である。</p> |  |  |                |            |

|  |                             |  |
|--|-----------------------------|--|
| 今<br>回<br>の<br>要<br>望<br>に<br>関<br>連<br>す<br>る<br>事<br>項 | 政策評価体系における位置付け              | 郵政行政<br>郵政行政の推進  |
|  | 政策の達成目標                     | 郵便貯金銀行及び郵便保険会社が、銀行代理業者・生命保険募集人である郵便局株式会社に支払う手数料に係る消費税を非課税とすることにより、この2社の安定的な経営の確保を図ること。 |
|  | 租税特別措置の適用又は延長期間             |  |
|  | 同上の期間中の達成目標                 |  |
|  | 当該要望項目以外の税制上の支援措置           |  |
|  | 予算上の措置等の要求内容及び金額            |  |
|  | 上記の予算上の措置等と要望項目との関係         |  |
| これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項                               | 政策の達成状況                     |  |
|  | 租税特別措置の適用実績                 |  |
|  | 租税特別措置による政策の達成目標の実現状況等      |  |
|  | 前回要望時の達成目標                  |  |
|  | 前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由 |  |

これまでの  
要望経緯

平成 17 年度税制改正からの要望